重要なお知らせ

応援します！あなたの街で
愛知信用金庫

令和７年７月１６日

お客さま 各位

愛知信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

日頃より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、２０２１年６月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に「２０２７年３月末までの約束手形の利用廃止」、「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを踏まえ、当金庫では、２０２７年３月末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の取り組みを実施させていただきます。

今後もお客さまへのサービス向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

１．取組内容とスケジュール

実施年月	内　　容
２０２５年７月	（１）**２０２７年４月以降を期日とする手形・小切手の取立の受付を終了いたします。** ※受付終了日：２０２５年７月１６日（水）
２０２５年１０月	（２）**当座勘定払戻請求書を制定いたします。** ※手形・小切手による決済機能の代替手段として、払戻請求書による当座預金からの払い戻しの取扱いを開始いたします。
２０２６年６月	（３）**手形帳・小切手帳の発行受付を終了いたします。** ※受付終了日：２０２６年６月３０日（火） ※２０２７年３月末に電子交換所の廃止により、手形交換は終了となりますので、お早めに代替サービスへの切り替えをお願いいたします。
２０２７年３月末	（４）手形交換終了

２．代替サービスのご案内

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・郵送・保管等の事務負荷の軽減や印紙税や切手代の削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。

当金庫では、２０２７年３月末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにおかれましても、当金庫へ電子記録債権（でんさい・でんさいライト）の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

«代替サービスのご案内»

〇手形をご利用のお客さま

手形に代わる決済手段として、でんさいネットサービスのご利用を推奨しております。
でんさいネットホームページに、でんさいに関する各種情報が掲載されていますので、ご参照ください。
https://www.densai.net

〇小切手をご利用のお客さま

小切手に代わる決済手段として、法人インターネットバンキングサービスのご利用を推奨しております。
当金庫ホームページに、インターネットバンキングに関する各種情報が掲載されていますので、ご参照ください。
https://www.aichishinkin.co.jp/biz/houjin-ib/

３．お問合せ窓口

詳細については、お取引店舗または業務統括部へお問い合わせください。

愛知信用金庫　業務統括部
TEL：052-446-5201（平日９：00～17：00）

以上